2026年11月17日現在

「知的財産管理技能検定®」シリーズ　法改正レジュメ
2027年３月試験向け

日頃より、知的財産管理技能検定®「スピードテキスト」をお使いいただき、誠にありがとうございます。

このほど、著作権法・意匠法の一部に改正が生じており、第56回（2027年3月7日実施）検定試験より試験範囲に含まれます。

後記の通り、書籍の記載に変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

【対象書籍】

『2026-2027年版　知的財産管理技能検定®　３級　スピードテキスト』

『2026-2027年版　知的財産管理技能検定®　２級　スピードテキスト』

◆重要度の表記について◆

本レジュメに記載した改正点について、知的財産管理技能検定®の試験対策の観点から、以下のようにランク分けしましたので参考にして下さい。

●Ａランク　→　影響度・大
●Ｂランク　→　影響度・中
●Ｃランク　→　影響度・小
●Ｄランク　→　影響度・ほぼ影響なし

◆　種苗法

１．育成者権の存続期間の延長　　Ａランク

【関連；３級テキストＰ151、２級テキストＰ232】

新品種育成において高温耐性と多収性など複数の形質を付与するには高度な技術と労力を要するようになっており、また、優良品種を用いた産地形成（種苗増殖と成木化に加えて、生産技術の確立・普及）に長期間を要する実態を踏まえて、育成者権の存続期間を10年延長することとなりました。

延長後の育成者権の存続期間は、品種登録の日から35年（永年性植物は40年）となります。

２．外国からの登録品種の種苗等の逆輸入の制限　　Ｃランク

【関連；３級テキストなし、２級テキストなし】

育成者権者等が国外で登録品種である種苗等を譲渡した場合において、育成者権が消尽せず、当該種苗等の日本国内での利用（外国からの輸入を含む。）に育成者権の効力が及ぶことが明確化されました。